

【12用語】

布達（ふたつ） 明治十九年以前に太政官が内部または下級官庁等へ発した命令、通達

県令（けんれい） 廃藩置県のあと、各県に任じられた地方官庁の長官
権参事（ごんさんじ） 明治初期に地方官庁の長官（県令）に次ぐ役職
出仕（しゅっし） 明治初期の官制で仮採用中の役人、官庁の員外官、試補物成（ものなり）
年貢・取箇とも、本年貢のこと

傍示杭（ぼうじぐい） 境界を示すため設置した柱や石などの標識、境杭
雛形（ひながた） 文書などの書き方の見本、書式

【12解説】

この「群馬県布達全書」は、明治十二年（一八七九）八月に県の庶務課編輯掛が明治六年から八年までの布達を編輯して出版したものである。その巻の一第一号が明治六年六月十五日、群馬・入間の両県を廃止し、新たに熊谷県を設置するという太政大臣からの布達であり、初代熊谷県令には豊岡県士族で同年二月から群馬県令兼入間県令であつた河瀬秀治が任命された。

続く第二号では、新たに各宿村の境界を標示するため榜示杭の書き替えが指示され、さらに旧群馬県の前橋と旧入間県の川越にそれぞれ熊谷県支庁が置かることになった。なお、熊谷県の新設により大区小区制の表記は、元群馬県の宿村が北第〇大区〇小区、元入間県の宿村が南第〇大区〇小区として区別された。